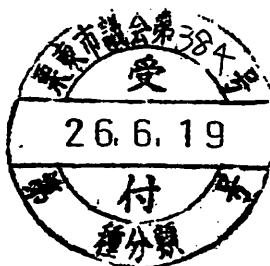


意見書案第32号



憲法解釈の変更による集团的自衛権の行使容認に反対する意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成26年6月19日

栗東市議会

議長 高野 正勝 様

提出者 栗東市議会議員

大西 晴子 (大西)

賛成者 栗東市議会議員

太田 浩美 (太田)

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）

歴代政府は、憲法第9条のもとに許されている自衛隊の武力行使は「我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使」だけであり、それ以外の武力行使は「いわゆる侵略戦争に限らず、国際関係において武力を用いることを広く禁ずる」としてきました。これまで、自衛隊は海外でひとりの戦死者を出さず、他国民に武力を行使することはありませんでした。

しかし、安倍首相は「何が武力行使と一体化する行為なのかを明確にするのは検討課題」「非戦闘地域、後方地域の概念も含めた検討が必要」と述べ、活動内容の点でも、活動地域の点でも範囲を拡大する方向で検討することを明らかにしています。

こういう政府の動きに対し、多くの国民が「戦争に巻き込まれるのではないか」との不安や懸念を抱いています。また、全国50を超える市町村議会が衆参両議院に反対の意見書を提出しています。

日本国憲法の平和主義は、国民主権、基本的人権の尊重とともに憲法の3原則です。国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されるべきものです。憲法前文と第9条で禁じられている集団的自衛権の行使を、その時々政府や国会の意向で解釈を変更することは、立憲主義に反するもので、許されるものではありません。

よって、政府におかれては集団的自衛権の行使に関するこれまでの解釈を堅持し、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に対して強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月26日

栗東市議会議長 高野 正勝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣